

## Ⅱ 指針がめざすもの

### 1 基本理念

#### 人権を大切にし、「人権文化」を育<sup>はぐく</sup>むまちづくり

「人権文化」とは、一人ひとりが自由、平等であり、差別や人権侵害があってはならないという人権尊重の精神が社会や生活のなかに定着し、日常行動の基準となることです。すべての市民がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を実現するため「人権文化」を育むまちづくりを指針の基本理念として、あらゆる施策を推進します。

### 2 基本目標

基本理念に基づき、次の基本目標の実現をめざして、さまざまな施策を推進します。

#### ◆ 個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築

だれもが差別や人権侵害を受けることなく、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざします。

#### ◆ とともに生きる社会の構築

だれもが同じ人間であるという認識のもとに、お互いの違いを尊重しあい、さまざまな人々が、ともに生きる社会を築くことをめざします。

#### ◆ 協働による施策の推進体制の構築

人権尊重の視点にたって、一般市民をはじめ、NPO<sup>(※)</sup>、企業、各種団体等、多様な人々と行政が対等な立場で協働し、人権施策を推進できる体制をめざします。

※NPO：(nonprofit organization) 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。